

4月から阿久比スポーツ村、勤労福祉センター(エスペランス丸山)の 施設使用料を改定します

4月から阿久比スポーツ村の野球場、陸上競技場、室内練習場と勤労福祉センター（エスペランス丸山）の施設使用料を、受益者負担の原則に基づき一部改定します。使用料は、施設維持管理に使用し、良好な環境提供に努めます。ご理解とご協力をお願いします。

使用料については、使用許可申請などの手続きを窓口で行う際に納付していただいておりますが、使用日が4月1日以降であっても3月31日までに窓口で手続きした場合は、改定前の使用料が適用されます。インターネットの施設予約システムで予約した場合も同様です。窓口での手続きが4月1日以降の場合は、改定後の使用料が適用されますのでご注意ください。

□スポーツ村（陸上競技場個人使用の使用料については、変更ありません。）

○野球場、陸上競技場

使用区分	改定後の新しい使用料（改定前の使用料）
入場料などを徴収しない場合	【平日】 1時間当たり1,500円 (1,050円) 【土曜日、日曜日、祝日】 1時間当たり2,000円 (1,300円)
入場料などを徴収する場合で 営利目的以外のとき	【平日】 1時間当たり3,000円 (2,100円) 【土曜日、日曜日、祝日】 1時間当たり4,000円 (2,600円)
入場料などを徴収する場合で 営利目的のとき	【平日】 1時間当たり15,000円 (10,500円) 【土曜日、日曜日、祝日】 1時間当たり20,000円 (13,000円)

○室内練習場

使用区分	改定後の新しい使用料（改定前の使用料）
個人、専用問わず	平日、土曜日、日曜日、祝日ともに 1時間当たり1,000円 (630円)

□勤労福祉センター

○多目的ホール（多目的ホール以外も営利目的で使用の場合は、使用料が2倍になります。）

使用区分	改定後の新しい使用料（改定前の使用料）
勤労者の場合で 午前9時～午後1時または 午後1時～午後5時	【営利目的以外】 4,480円 (3,360円) 【営利目的】 8,960円 (3,360円)
勤労者の場合で 午後5時～午後9時30分	【営利目的以外】 6,720円 (5,040円) 【営利目的】 13,440円 (5,040円)
勤労者以外の場合で 午前9時～午後1時または 午後1時～午後5時	【営利目的以外】 5,600円 (4,200円) 【営利目的】 11,200円 (4,200円)
勤労者以外の場合で 午後5時～午後9時30分	【営利目的以外】 8,400円 (6,300円) 【営利目的】 16,800円 (6,300円)

※「営利目的」に該当する事例

- 不特定多数の人に向けた企業のPRなどを行う場合
- 月謝や料金を徴収する場合
- 企業が社員募集の面接で使用する場合（社員研修は除きます。）
- 上記のほかこれらに類する宣伝などで使用する場合

□問い合わせ先

【スポーツ村に関すること】

スポーツ村 ☎(49)2500 または
社会教育課体育係 ☎(48)1111 (内262・280)

【勤労福祉センターに関すること】

勤労福祉センター ☎(48)6644 または
産業観光課商工労政係 ☎(48)1111 (内234)